馬		六
	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	六
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	六
	競争用	四
	その他用	八
豚		三
綿羊及びやぎ	種付用	四
	その他用	六
かんきつ樹	温州みかん	二八
	その他	三〇
りんご樹	わい化りんご	二〇
	その他	二九
ぶどう樹	温室ぶどう	一二
	その他	一五
なし樹		二六
桃樹		一五
桜桃樹		二一
びわ樹		三〇
くり樹		二五
梅樹		二五
かき樹		三六
あんず樹		二五
すもも樹		一六
いちじく樹		一一
キウイフルーツ樹		二三
ブルーベリー樹		二五
パイナップル		三
茶樹		三四
オリーブ樹		二五

つばき樹			二五
桑樹	立て通し		一八
	根刈り、中刈り、高刈り		九
こりやなぎ			一〇
みつまた			五
こうぞ			九
もう宗竹			二〇
アスパラガス			一一
ラミー			八
まおらん			一〇
ホップ			九
公害防止用減価償却資産	構築物		一八
	機械及び装置		五
開発研究用減価償却資産	建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しやへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
	構築物	風どう、試験水そう及び防壁ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七　五
	工具		四
	器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
	機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七
		その他のもの	四
	ソフトウエア		三

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成十九年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、「国際研究拠点形成促進事業費補助金」については、平成十九年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを適用する。